



## 『コロナに負けない志津っ子安全プラン 2023』

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されるに伴い、学校保健安全法施行規則の一部が改正されました。このため、草津市内小中学校での教育活動も下記のとおり一部改定します。

### 主な学校の対応

1. 改定開始期 令和5年5月8日(月)から



### 2. 子どもの集合条件

- 原則、運動場以外では、全校の子どもが集まることはしない。
- 学校行事にかかる全校集会等は、基本的にリモートで実施する。学年単位で集まって学習したり活動したりする場合は、活動場所、収容面積、人数、時間等を考慮しながら実施する。その場合、換気を確実にすることとする。

### 3. 学校生活一般

- 学校生活では、基本的にマスクの着用は求めないが、咳エチケットを守る。
- マスクを着用したい場合は、予備も含めて、各自で用意する。学校からの配付はしない。(ただし、給食の配膳時にマスクが必要です)
- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後も、「健康状態の把握」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の対策を講じることは重要だが、それ以外に特設の対策を講じることはしない。今後暑さ指数が高くなる中で、自発的にマスクを着用している児童には、マスクの着用が熱中症のリスクを高める恐れがあることから、主に「体育の授業」、「運動クラブ活動」、「登下校時」等には熱中症対策を優先し、マスクを外すよう指導する。その上で、室内での運動時には換気を確保する。
- 日々の換気に心がけ、授業中は適宜教室の窓や扉を開ける。
- 保護者から感染不安等で、学校を休ませたいと相談があった場合は、保護者から欠席させたい事情をよく聴かせていただき、対応について相談する。



### 4. 学校生活・給食

- 休み時間、給食の前、教室外での学習活動後、不特定多数が触れるものを使った後、掃除時間の終わり、トイレ使用后等は、手洗いを励行する。
- 給食の際は、給食前後の手洗いを励行する。
- 給食準備中は、マスクを着用する。
- 食事は、静かに食べることで「黙食」は必要としない。



### 5. 児童の出席停止の考え方

#### ① 児童・教職員の家族の感染が判明した場合

➡ 登校できる。しかし、合理的な理由があると校長が判断した際には、出席停止とする。

#### ② 児童・教職員の感染が判明した場合

➡ 児童・教職員が新型コロナウイルス感染症を発症または PCR 検査等で陽性反応が出た場合は、出席停止となる。この期間は、発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまでとする。